

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都
市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、現
行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討
すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リ
サイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大を含めた総合的な廃棄物再生
利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物に
ついて、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明
確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法
的な義務付けを行うこと。
- (4) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡
充など施策の充実を図ること。
- (5) 安定型産業廃棄物最終処分場について、設置許可の基準に係る規制を強
化するとともに、安全かつ適正に処分場の設置及び維持管理ができるよう
技術的な支援策を講じること。
- (6) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に係る財政措置の拡充を図
ること。
- (7) 農薬等の劇物用容器について、識別マークの表示対象から外すとともに、
関係業界団体等による自主的な回収システムを整備すること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の整備をはじ
め基幹的改良や修繕等に係る支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用
ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃

棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) 家電リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (2) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。
- (3) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
- (2) 容器包装リサイクルに係る費用について、十分な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底、飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。
- (3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者が義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向けた検討を行うこと。
- (4) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。